

社会福祉法人和木町社会福祉協議会職員給与規程

(目 次)

- 第1章 総 則 (第1条)
- 第2章 給 料 (第2条～第5条)
- 第3章 手 当 (第6条～第13条)
- 第4章 雑 則 (第14条～第16条)

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人和木町社会福祉協議会(以下「本会」という。)の職員給与に関する事項を定めるものとする。

第2章 給 料

(給 料)

第2条 給料は、社会福祉法人和木町社会福祉協議会職員就業規程第11条に規定する正規の勤務時間(以下単に「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であって、この規程に定める扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当および退職手当を除いたものとする。

(給料表)

第3条 給料表は、和木町一般職の職員給与に関する条例(昭和31年和木町条例第8号 以下「給与条例」という。)第3条第2項を参考に会長が別に定める。

(初任給、昇給の基準)

第4条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号級は、初任給基準表(別表)による。

2、新たに職員となった者で、経験年数を有する者の給料月額は、前項に定める号級の号数に当該経験年数の月数を12月(経験年数のうち5年を超える年数の月数については18月)で除した数(1年未満の端数があるときはこれを切り捨てた数)4を乗じて得た数を加えた号級とすることができる。ただし、4を乗じて得た数の限度を30とする。

3、職員の昇給は、会長が定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。

(給料の支給)

第5条 給料の支給は給与条例第5条及び第6条の規定を準用する。

第3章 手 当

(手 当)

第6条 職員には、給料のほか、次に掲げる手当を支給する。

- (1) 扶養手当
- (2) 住居手当
- (3) 通勤手当
- (4) 時間外勤務手当
- (5) 休日勤務手当
- (6) 期末手当
- (7) 退職手当

(扶養手当)

第7条 扶養手当は、給与条例第8条及び第9条の規定を準用する。

(住居手当)

第8条 住居手当は、給与条例第10条の規定を準用する。

(通勤手当)

第9条 通勤手当は、給与条例第11条の規定を準用する。

(時間外勤務手当)

第10条 時間外勤務手当は、給与条例第14条の規定を準用する。

(休日勤務手当)

第11条 休日勤務手当は、給与条例第15条の規定を準用する。

(期末手当)

第12条 期末は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、次の表の基準日欄に掲げる基準日の別に応じて、それぞれ支給日欄に定める日(以下これらの日を「支給日」という。)に支給する。

基準日	支給日
6月1日	6月30日
12月1日	12月10日

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の207.5を乗じて得た額に、12月に支給する場合には100分の222.5を乗じて得た額に、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

(退職手当)

第13条 職員が退職した場合に支給する退職手当は、全国社会福祉団体職員退職手当積立金約款の定めるところにより算出し、交付される額とする。

2 前項に規定にかかわらず、次の各号に該当する者には退職手当は支給しない若しくは減額をおこなう。

- (1) 懲戒解雇されたものには全額支給しない。
- (2) その他、就業規則の服務規律等に抵触する不都合な行為により退職となった場合は減額をおこなうことができる。

第4章 雑 則

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第14条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じたものを、1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから、7時間45分に1年間の国民の休日に関する法律による休日、および、年末年始の休日の数の合計を乗じて得られる時間数に相当する時間を減じたもので除して得た額とする。

(臨時または非常勤職員の給与)

第15条 臨時または非常勤職員の給与については、会長が別に定めるものとする。

(給与の口座振込)

第16条 給与は職員の申し出により、口座振替の方法により支払うことができる。

(給与からの控除)

第17条 職員の給与から控除しようとする場合は職員の合意を得るものとする。

(準用)

第18条 給与の支給について、この規定に定めるもののほか和木町一般職の職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例による。

附 則

この規程は平成24年2月24日から施行する。

附 則

この規程は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成28年4月1日から施行する。

(別 表) 初任給基準表

学 歴	号 級
高校卒	1-1
短大卒	1-9
大学卒	1-17